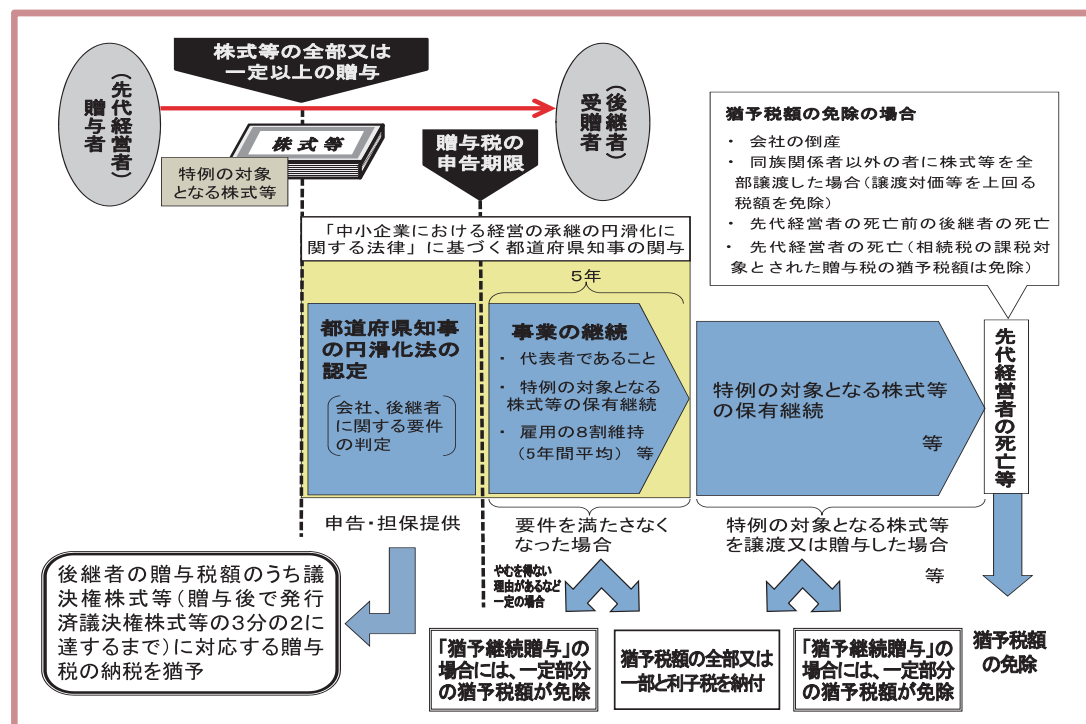


② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例



この特例の適用を受けた場合には、先代経営者（贈与者）が死亡した際の相続税の申告において相続又は遺贈により取得した非上場株式等（この特例の適用を受けた非上場株式等と同じ会社の株式又は出資に限りません。）については、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（2ページ参照）の適用を受けることができますので、ご注意ください。

「猶予継続贈与」とは、相続税・贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている非上場株式等が後継者に贈与され、その後継者が「贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合における贈与をいいます（9ページ参照）。

贈与

この特例の適用を受けるためには、贈与により、先代経営者である贈与者から、全部又は一定数以上の非上場株式等を取得する必要があります（7ページ参照）。

贈与税の申告期限までの間

都道府県知事の円滑化法の認定

申告書の作成・提出

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき会社の要件、後継者（受贈者）の要件、先代経営者（贈与者）の要件を満たしていることについての都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けてください。

贈与税の申告期限までに、この特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

◆ この特例を受けるための要件

- 1 会社の主な要件
「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」における会社の要件と同じです（2ページ参照）。
- 2 後継者である受贈者の主な要件
贈与の時に、
 - (1) 会社の代表権を有していること
 - (2) 20歳以上であること
 - (3) 役員等の就任から3年以上を経過していること
 - (4) 後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
- 3 先代経営者である贈与者の主な要件
 - (1) 会社の代表権を有していたこと
 - (2) 贈与の時に、会社の代表権を有していないこと
 - (3) 贈与の直前に、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
- 4 担保提供
納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。
（注） 特例の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

◆ 贈与税の申告期限

贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、受贈者の住所地の所轄の税務署に贈与税の申告をする必要があります。

会社が都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けるための具体的な要件やその手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。担当課については、10・11ページをご覧ください。

なお、「円滑化法の認定」を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。

この特例の対象となる「後継者」は、1つの会社につき1人に限ります。

「議決権数」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

贈与税の申告期限

納税猶予期間中

非上場株式等の継続保有

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている贈与税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります（「猶予継続贈与」に該当する場合には、一定部分の納税猶予税額が免除されます。）。

◆ 納税が猶予されている贈与税を納付する必要がある主な場合（納税猶予期限の確定事由）

- (1) 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている贈与税の全額と利子税を併せて納付します。
この場合、特例の適用は終了します。
- (2) 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている贈与税のうち、譲渡等した部分に対応する贈与税と利子税を併せて納付します。
(注) 譲渡等した部分に対応しない贈与税については、引き続き納税が猶予されます。

納税猶予税額を納付する必要がある主な場合	経営承継期間内	経営承継期間の経過後
特例の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等した場合（「猶予継続贈与」に該当する場合を除きます。）	A	B
後継者が会社の代表権を有しなくなった場合	A（※1）	C（※2）
一定の基準日における雇用の平均（※3）が、「贈与時の雇用の8割」を下回った場合	A	C（※2）
会社が資産管理会社に該当した場合（一定の要件を満たす会社を除きます。）	A	A

※1 やむを得ない理由（このページの下段参照）がある場合を除きます。

2 「C」に該当した場合には、引き続き納税が猶予されます。

3 雇用の平均は、経営承継期間の末日に判定します。

「継続届出書」の提出

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を経営承継期間内は毎年、その期間の経過後は3年ごとに所轄の税務署へ提出する必要があります。

先代経営者（贈与者）の死亡等

「免除届出書」・「免除申請書」の提出

先代経営者（贈与者）の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等のあったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

◆ 猶予されている贈与税の納付が免除される主な場合

- (1) 先代経営者（贈与者）が死亡した場合
- (2) 後継者（受贈者）が死亡した場合
- (3) 経営承継期間内において、やむを得ない理由（このページの下段参照）によりこの特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社の代表権を有しなくなった日以後に「猶予継続贈与」を行った場合
- (4) 経営承継期間の経過後に「猶予継続贈与」を行った場合
- (5) 経営承継期間の経過後において、この特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合など一定の場合

「やむを得ない理由」とは、次に掲げる事由のいずれかに該当することになったことをいいます。

- ① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級である者として記載されているものに限り。）の交付を受けたこと
- ② 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳（身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されているものに限り。）の交付を受けたこと
- ③ 介護保険法の規定による要介護認定（要介護状態区分が要介護5に該当するものに限り。）を受けたこと
- ④ 上記①から③までに掲げる事由に類すると認められること

納税が猶予されている贈与税の全部又は一部と利子税は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日（納税猶予期限）までに納付する必要があります（納付する利子税の額については3ページ参照）。

「経営承継期間」とは、原則として、申告期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間をいいます（以下同じです。）。

改正事項

平成29年4月1日以後に「贈与時の雇用の8割」を計算する場合に、その計算した数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数（改正前：切り上げた数）となります（12ページ参照）。

「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている贈与税の全額と利子税を納付する必要があります。

また、円滑化法の認定を受けた会社も経営承継期間内は毎年、都道府県知事に対し一定の書類を提出する必要があります。

経営承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定があった場合など、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります（再計算前における納税猶予税額から再計算後の納税猶予税額を控除した差額は、免除されます。）。